

2021年3月22日

東京保健生活協同組合 新型コロナウイルス感染症対策本部  
緊急事態宣言解除の新型コロナウイルス感染症に係る  
生協組合員活動の指針について

1. はじめに

政府は首都圏4都県に発令していた緊急事態宣言を3月21日の期限で解除しました。これは病床使用率の減少などが理由とされておりますが、一方で新規陽性者数の下げ止まり、変異ウイルスの拡大など不安も多い状況です。

今回、緊急事態宣言解除を受けて組合員活動を一部再開といたします。ただし、リバウンドが非常に懸念されています。引き続き感染対策を徹底して安全に組合員活動を行い、健康づくりをすすめていきましょう。

2. 組合員活動について

①「新型コロナウイルス 正しく知って 正しく予防」など使用して学習を行い、組合員活動を再開しましょう。

②会議・班会・保健講座などは以下の10項目の感染対策を守り、マニュアルに沿って実施してください。基本リモートを優先してください。

**ただし、マスクをしても飛沫が懸念される「歌う班会」は当面中止とします。**  
班会開催にあたり、不安な面は組織部にご相談ください。  
感染症対策本部に相談し対応いたします。

**10の感染対策**

- 1・体調が悪い人、家族で体調不良者がいる場合は参加しない
- 2・マスク着用
- 3・手指消毒・設備消毒(触れたら消毒)
- 4・1m以上の間隔(定員の半分以下厳守)
- 5・喫食なし
- 6・飲み物は離れて個別にとる(なるべく個別に持参ください)
- 7・換気を十分に(窓を2ヵ所開ける・定期的な換気)
- 8・時間を決め、長時間にしない
- 9・会話は最小限にしましょう(マスクをしても飛沫はゼロではありません)
- 10・コロナ感染チェック表の記載(集団・個人)

**特に「手は(ウイルスの)宅急便」です。接触感染に要注意!**

- ③地域訪問は2～3人で行動し、携帯用のアルコールやアルコールシートを使って、物に触れたら消毒しましょう。
- ④支部総会を開催する場合は施設が定める定員の半分以下とします。  
講演や余興は控え、短時間で収めましょう。
- ⑤生活困窮者に対する支援活動は、新型コロナウイルス感染対策本部に申請し、感染対策状況を確認し、許可された時のみ実施になります。（用紙別途配布）
- ⑥今後、新規陽性者数の増加、病床使用率の上昇など、東京都の新型コロナウイルスのステージが変更になった場合は、組合員活動の制限をお願いすることもあります。